

# 令和八年第一回二月定例会会議録

令和八年二月十三日 開会

同日 閉会

令和八年第一回大阪広域水道企業団議会  
二月定例会会議録

令和八年二月十三日（金曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	中野	貴文
二	番	小堀	清次
三	番	大西	耕治
六	番	守屋	大道
七	番	浜川	剛
八	番	池辺	貢三
九	番	三井	泰之
十	番	田畑	庄司
十一	番	服部	浩之
十二	番	松本	佑介
十三	番	松本	泰典
十四	番	露原	行隆
十六	番	西川	宏
十七	番	村上	順一
十八	番	木田	伸幸
十九	番	山口	由華
二十	番	黒川	実
二十一	番	滝井	稔元
二十二	番	水谷	毅
二十三	番	寺島	誠
二十四	番	畑	謙太郎
二十五	番	古谷	公俊
二十六	番	柳生	駿祐
二十七	番	岡田	伴昌
二十八	番	中井	勝也
二十九	番	二神	勝

○欠席議員

三十番	永並	啓
三十一番	平田	要
三十二番	坂原	正勝
三十三番	谷田	秀明
四番	田中	市子
五番	神原	宏一郎
十五番	日根野	和人

○説明のため出席した者

企業	永藤	英機
副企業	橋本	正司
技術長兼広域事業部長	中田	耕介
危機管理監兼総務部危機管理課長	藤野	純也
経営管理部長	林	千絵
総務部長	小島	謙一
水道事業部長	渡邊	昇
経営管理部経営企画課長	石橋	剛
経営管理部副理事兼広域連携課長	濱田	雄司
総務部総務課長	尾崎	元伸
総務部財務課長	亀田	麻貴
広域事業部技術管理課長	井上	裕彦
広域事業部副理事兼事業推進課長	田村	武志
水道事業部水道事業企画課長	須山	隆一
水道事業部水道事業推進課長	徳谷	弘吏
監査委員	小林	依子

○職務のため出席した者

議会議務局長	木寄	豊
--------	----	---

○議事日程

第一	会議録署名議員の指名	議事務局書記	福島健太郎
第二	会期決定の件	議事務局書記	脇田 啓司
第三	諸般の報告 (定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告)	議事務局書記	前平 光
第四	企業団運営方針説明 (永藤企業長説明)	議事務局書記	友松 泰一
第五	第一号議案 企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件	議事務局書記	
	第二号議案 一般職の任期付職員を採用等に関する条例一部改正の件		
	第三号議案 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件		
	第四号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件		
	第五号議案 令和七年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件		
	第六号議案 令和七年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件		
	第七号議案 令和八年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件		
	第八号議案 令和八年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件		
第六	一般質問		

○会議に付した事件  
議事日程のとおり

午後一時 開会

○西川議長 ただいまより令和八年二月定例会を開会いたします。

○西川議長 本日の出席者は三十名で、定足数に達しております。

なお、田中市議員、神原宏一郎議員及び日根野谷和人議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

○西川議長 本日の会議を開きます。

○西川議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、中井勝也議員及び二神勝議員を指名いたします。

○西川議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日より一日といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○西川議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。  
監査委員からの定期監査、工事監査及び例月現金出納検査の結果の報告につきましては、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○西川議長 日程第四、企業団運営方針説明を議題といたします。

企業長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○西川議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和八年第一回企業団議会二月定例会に御出席いただきましてありがとうございます。  
令和八年度当初予算案をはじめ諸議案の審議をお願いするに当たり、当企業団の運営方針を申し上げます。

当企業団では、水道用水を四十二市町村に供給する水道用水供給事業や府内事業所に向けた工業用水道事業に加え、令和七年度の五市との統合により十九市町村において水道事業を実施し、大阪の水道を支える事業体としてこれまで以上に大きな責任を担っています。

昨今、漏水事故を未然に防ぐため、水道管の更新をはじめ水道施設の老朽化への適切な対応が求められています。物価高騰の影響により費用が増加する中、施設の重要度や老朽度を踏まえ、優先順位をつけて更新・耐震化に取り組みます。令和八年度当初予算案においては、将来にわたる水道水の安定供給に向け、経営戦略二〇二〇―二〇二九に掲げる取組を着実に進めることを軸に予算編成を行いました。

予算規模は、水道事業会計のうち水道用水供給事業が七百四十億円、市町村域水道事業が三百四十八億円、工業用水道事業会計が百六十六億円です。

令和八年度の主な施策は、災害に強い水道施設の構築と適正規模への更新に係る取組として、水道用水供給事業では、村野浄水場の西系浄水施設の更新や磯島取水場の更新・耐震化を進めます。

また、大阪南部への送水管である五抔南部幹線の更新工事に着手します。

市町村域水道事業では、基幹管路や重要施設配水管路の更新・耐震化に優先的に取り組めます。また、配水池の共同利用や中央監視装置等の集約など、統合のメリットを生かした取組を着実に進めます。

工業用水道事業では、主要幹線の将来的な更新に備えた代替能力と耐震性を確保するため、整備を進めているバイパス配水管のうち、出戸から東除の区間の整備に着手します。また、主要幹線における老朽管の更新・耐震化を進めます。

次に、府域一水道の推進に向けた取組です。  
市町村域水道事業の統合に関しては、一月十五日の首長会議にて、泉大津市、箕面市、門真市との統合案を取りまとめました。今後は、各構成団体の議会において、企業団規約の変更を御審議いただき、令和九年四月の事業開始に向け、三団体と丁寧な調整を行います。

次に、持続可能な事業運営を確保していくための取組の推進です。

衛星画像解析を活用した漏水探知を実施し、生成AIやノーコードツールを試行導入するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化に取り組めます。

以上、御説明しました内容に着実に取り組みまして、持続可能な水道の構築と利用者の信頼が得られる事業運営に努めます。

議員の皆様には、引き続きの御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

○西川議長 以上で、企業長の説明は終わりました。

○西川議長 日程第五、議案第一号から第八号まで、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件外七件を一括議題といたします。

議案は配付いたしておきましたので、御了承願います。

す。

お諮りいたします。

議案の説明は、配付の説明書をもってこれに代えることとし、会議規則第三十七条第二項の規定により、提出者の説明を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○西川議長 この際、日程第五、議案第一号から第八号まで、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件外七件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

これより、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

まず初めに、一問一答方式により、永並啓議員を指名いたします。

○西川議長 永並啓議員。

(永並啓議員登壇)

○永並議員 皆様、こんにちは。豊能町の永並啓でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

項目といたしましたしては、府域一水道に向けた取組についてお聞きします。

まず、率直に申し上げて、大阪府が参画していない理由が正直申し上げて理解できないというところがあります。府域一水道を最初に掲げられたのは、橋下徹元府知事であります。当時の平松市長とは激しく議論を重ねながら、大阪府と大阪市の二重行政を「府市合わせ」と位置づけ、その無駄の解消に向けた様々な改

革に取り組みまれてきました。その改革姿勢が支持を広げ、維新の会は議席を伸ばし、現在は大阪市長、大阪府議会ともに維新の会が多数を占めています。二重行政の解消は、維新の会の基本方針であるはずですが、水道事業だけが例外のような状況になっていることには大きな違和感を覚えます。

橋下元知事が府域一水道を掲げられた当時、私自身、大変期待を抱きました。当時、維新の会では道州制の議論も掲げられており、より効率的で合理的な水道事業の実現が可能になるのではないかと感じた次第であります。本来、水道事業は、河川流域を基軸に考えるほうが合理的と考えます。地理的に最も近い水源から取水し、近接する地域で施設を整備するほうが効率的な場合もあります。例えば、私たちの町、豊能町、大阪北部であります京都側から、そして、南側にある岬町なんかは和歌山のほうから取水するほうが合理的な可能性もあります。しかし、現実にはいまだに明治の時代に定められた、水道事業とは直接関係なく定められた都道府県の枠組みに基づいて事業が実施されており、府域一水道、さらに道州制が実現すれば、この明治から続く都道府県の枠組みを超え、真に効率的な水道事業が可能になるのではないかと期待しておりました。

加えて、インフラ整備は多額の投資を伴うため、抜本的な見直しはおおむね五十年単位でしか行えませんが、現在の日本の水道インフラの多くは戦後に整備されたものであり、多くが更新時期を迎えています。まさに、今が将来を見据えた再構築のチャンスであると考えます。だからこそ、現状が進展しないことを大変残念に感じている次第であります。

それでは、質問させていただきます。まず、大阪府にとって、この大阪広域水道企業団に

加わることのメリットについてお伺いいたします。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 大阪府と企業団の統合による大阪市のメリットにつきましては、平成二十四年度から平成二十五年度にかけて行った大阪府と企業団との統合検討時の整理では、浄水場等水道施設のダウンサイジングによる効率化や管理部門統合による効率的な管理体制の構築等により、十八年間で二百二十一億円の効果がであると試算されております。

また、危機管理体制の構築、緊急用資機材等の相互融通、庭窪浄水場の一体運用、効果的な技術継承の実施、受託技術支援の充実などの定性的メリットがあるとされておりました。

○西川議長 永並啓議員。

(永並啓議員登壇)

○永並議員 それでは、続いて質問させていただきます。金額のほうは、私はすぐに算出できるものではないかもしれませんが、私も大阪府が企業団に参画することにより、府域全体としての水道事業の一体性、安定性の向上、そして、大規模災害時における相互支援体制のさらなる強化、経営基盤の強化と効率的な施設更新の推進など、府内全体にとって大きな相乗効果が期待できるものと考えております。これほどのメリットがあるにもかかわらず、市議会でも否決されてきた経緯があります。こうした効果が十分に共有されていないのではないかと感じざるを得ません。

また、維新の会は、未来の世代に借金を残さないことも掲げておられました。私もそれに関しては本当に同じ考えであります。やはり、仮に今の大阪府民の水道料金が若干上がったとしても、将来の世代にとってメリットがあるので統合を進める、こうあってほしい

わけでありませう。

それでは、続いての質問であります。

令和七年十一月の定例会において、企業長から府域一水道に向けて、大阪府知事と度々協議をしているとの答弁がございました。大阪府知事とのこれまでの協議内容、そして企業団内部でのこれらの情報共有の状況、そして大阪市長との協議状況について伺いいたします。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 大阪市も含めた府域一水道の実現につきましては、これまで府市の副首都推進本部会議で議論されてきました。この経緯を踏まえ、大阪府が府域一水道に向けたあり方協議会を設置し、大阪市も含め浄水場の最適配置などについて検討してきたところでございます。

大阪府知事、大阪市長と企業長とのこれまでの話し合いの内容につきましては、大阪府知事に対しては府域一水道に向けた検討、取組をさらに加速させるように、大阪市長に対しては大阪市を含めた府域一水道の実現に向けて前向きに検討するよう働きかけてきたところでございます。これらの内容につきましては、副企業長以下、幹部職員に共有されております。

また、大阪府知事と大阪市長とは、大阪市の統合を進めるためには、大阪市会が企業団と大阪市水道事業との統合議案を否決した際の懸念事項にどう対応するのか大きな論点との認識も共有しているところでございます。

○西川議長 永並啓議員。

(永並啓議員登壇)

○永並議員 ありがとうございます。様々な協議を重ねていただいていることは理解しましたが、やはり現状を踏まえると、もう少し戦略的に前進させるための協

議であることが重要と考えます。議事録としても残せるような形で、着実に進めていただきたいと思っております。また、幹部職員の方で情報共有が行われているところですが、やはり物事を進める上で、情報共有は最低限必要な条件と考えます。

ここに出席されている議員は、それぞれの議会を代表しており、各市町村議会では情報共有が図られております。しかし、一方で大阪市議会において、これらの議論がどの程度共有されているのでしょうか。平成二十五年七月に大阪市から統合協議を一旦中止する旨の文書が示されてから、既に十三年が経過しております。この間に議員構成も変わっており、統合の意義やメリットを十分認識していない議員がいる可能性も否定できません。やはり、改めて継続的かつ丁寧な働きかけを行う必要があると考えます。

それでは、質問させていただきます。今後、どのような働きかけや協議を進めていくのか、お伺いします。

また、平成二十五年年度の大阪市議会における統合否決理由に対し、それらを解消する具体的取組があるのか。そして、その工程やスケジュールをどのように考えているのかについてお聞かせください。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 大阪市の統合否決時に示された懸念事項につきましては、資産を全て企業団に無償譲渡すること、会計を分離することが担保されていないこと、企業団議員定数のうち、市配分枠が少ないこと、ほかの市町村と企業団の統合について期限を切らず、府域一水道の促進につながるようなことが挙げられました。これら調整が必要な懸念事項につきましては、大阪府と一緒に統合への懸念を払拭し、企業団との統合を推進する必要があると考え

ます。

大阪市の統合につきましては、大阪府が水道法に基づく都道府県の役割である広域化を進める立場として、大阪市を含めた府域の水道基盤強化に向けた実現方策に掲げる取組をさらに先導、推進していただきたいと考えております。今後も大阪府と連携し、府域一水道の実現に向けた取組を推進してまいります。

○西川議長 永並啓議員。

(永並啓議員登壇)

○永並議員 否決された懸念事項として、幾つか挙げられました。本来なら、当時はこういった理由で否決事項が挙げられましたが、しかし、この十年ちよつとの話し合いの中で最初の一つ、二つは解決したんで、残りはこの項目です、こういったことを聞きかたつた。それが、話し合いが常に行われているという結果かなと思います。やはりこの状況が現在も同じ状況というものは、なかなか前に進んでいないのかなというふうに感じる次第であります。

そして、スケジュールを聞きかたつたのは、やはり私自身、早く大阪市に参画してもらわないといけないと考えているからであります。それは幾つか懸念事項があるからです。やはり、広域連携は最大都市の大阪府が、大阪府の顔でもある大阪府が今の大阪市民にとっては少しばかり負担は増えるかもしれないが、この勇氣を見せて、将来のためには一つになるうよとリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。やはり、最大都市の大阪府に早急に参画してもらわないと、大阪府が入らないのなら離脱なんかを考える市町村も出てくることも懸念されてしまうわけでありませう。

そしてほかに、また今回、吉村府知事が再選されたことにより都構想が再び議論されていきます。三度目

の正直で、もし都が実現すると制度変更により区ごとに選挙が行われることとなります。それぞれの区長、区議会の判断になると、まずまず統合のハードルがさらに高まる可能性も懸念されるからであります。

そして、もう一つは、日本のインフラは戦後に整備されたものが多く、現在、一斉に更新時期を迎えています。更新のタイミングだからこそ、次の五十年を見据えた枠組みを構築できるのであり、この機会を逃すべきではありません。

そうしたことからスピード感を持った取組が必要と考えますが、なかなか現状進んでいない。ここでは、この議会では水道の議論がされていますが、世間的に新聞などを見ても、なかなか府域一水道の議論はそんなに多く取り上げられていないのかなど。こういった状況では、理事者の方も話合いにも行きづらいかなど、大阪市内にも働きかけづらいかなどと思います。やはりこれからはいろいろな機会を通じて、周りからも働きかけを行う必要があると考えます。府内市町村が、大阪市の参画を待ち望んでいるという機運を醸成することも重要であると考えております。

豊能町議会においては、大阪市の参画を促すために、町長に対し、府域全体の持続可能な水道事業の確立に向け、首長会議や近隣自治体との意見交換の場などを通じて他市町村の首長とも問題意識を共有し、大阪市内に対し、大阪広域水道企業団への参画を働きかけていただけのように求める提言を提出し、これは政党を超え、維新の会、自民党、公明党、共産党、全ての政党を超え、全議員の賛同を得ました。ただ、町議会ですから十二名しかいないわけなんです。

やはりこれからは、これまでの方法で前に進まないのであれば、新しい取組ということを考える必要があると思います。やはり府内各市町村が将来を見据えた

広域連携の進展を望んでいるという機運づくりも大切と考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

理事者の方、なかなか大阪市のほうに働きかけに行きづらかったら、もう議会のせいにしたらいと思えますよ、議会からこんだけせっつかれているんだ、一般質問でいつもこんなこと言われているんだというような形で。それでもいいから毎度毎度、繰り返し行くということが重要と考えます。都構想だって三回目ですからね。それくらいしつこいぐらいやって、それでようやく住民の皆さんというものは、ああそれだけ大阪府にとっては水道というものが大事なんだということが伝わってくると思えますので、ぜひともそういった姿勢で取り組んでいただきたいと思えます。

そして、最後に要望といたしましては、大阪府におかれては、将来の府域水道の基盤強化に向けた取組を一層推進し、府域一水道の実現に向けて府全体を牽引されるよう、これまで以上の働きかけを要望します。そしてまた、未統合団体におかれては、期限を設けないとの認識を共有しつつも、やはり早急に府域水道の将来を見据え、統合に向けた具体的な一歩を踏み出されるよう強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ○西川議長

永並啓議員の質問が終わりました。次に、一問一答方式により、小堀清次議員を指名いたします。

#### ○西川議長

小堀清次議員。  
(小堀清次議員登壇)

#### ○小堀議員

堺市選出の小堀清次です。まず、府域一水道についてお尋ねをいたします。府域一水道についてですけども、令和七年七月定例会におきまして、企業長から府域一水道に向けて、

大阪府知事と度々話をしていただくと、御答弁がございました。具体的にどのような議論があったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

#### ○西川議長

濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 先ほど永並議員にもお答えさせていただきましたとおり、大阪府知事と企業長とのこれまでの話合いの内容につきまして、府域一水道に向けた検討、取組をさらに加速させるよう働きかけてきたところでございます。企業団としては、今後も大阪府と連携し、府域一水道の実現に向けた取組を推進してまいります。

#### ○西川議長

小堀清次議員。  
(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 取組をさらに加速させるとの御答弁ですけども、具体的にはどのようなものか、詳しくお聞かせください。

#### ○西川議長

濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 様々な取組を行っておりますが、その一つとして、企業団では、これまで交付金制度の要件緩和や対象事業の拡充、交付期限の延長について、毎年度、国へ要望してきており、令和七年八月二十日には、広域化の取組をさらに推進するために企業長と大阪府副知事で国土交通省を訪問し、国の広域化に係る交付金について時限措置の撤廃、延長、若しくは新たな統合促進のための制度創設などを国土交通省大臣宛てに要望を行ってきたところでございます。

#### ○西川議長

小堀清次議員。  
(小堀清次議員登壇)

#### ○小堀議員

今、御答弁にありました、実際、企業長自らが副知事と共に国土交通省を訪れておられるということは、今知りおいたところであります。重ねて申し

上げておきますけれども、本議会においてもやはり質問の要旨を的確に捉えて御答弁いただきたい旨、申し上げておきたいと思えます。

次に、府域一水道の実現に向けて、企業長は、さきの議会で大阪府知事と度々話をされたとおっしゃっておられました。大阪市長との話し合いも含めて具体的には何を話しておられるのか、お聞かせください。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 これまで大阪府知事に対しては、府域一水道に向けた検討、取組をさらに加速させるように、大阪市長に対しては、大阪市を含めた府域一水道の実現に向けて前向きに検討するよう働きかけてきたところでございます。

また、大阪府知事と大阪市長とは、大阪市との統合を進めるためには、大阪市会が、企業団と大阪市水道事業との統合議案を否決した際の懸念事項にどう対応するかが大きな論点との認識も共有しているところでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 先ほども申し上げました。答弁になっておりません。いま一度、誠実な回答を求めます。

○西川議長 林経営管理部長。

○林経営管理部長 企業長と大阪府知事が、大阪市を含めた府域一水道を実現するため、あり方協議会で、企業長から大阪府知事に対して、大阪市を含めた府域一水道を実現するため、あり方協議会での議論を前に進めるよう要請していることを踏まえまして、企業団といたしましては、大阪市も参画しているあり方協議会の場合、大阪市水道との広域連携や未統合団体への統合への機運醸成の取組を通じて、将来的な府域水道の絵姿やスケジュールの議論を進めるよう働きかけ

をしてございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 答え方は変わっておるようでございますけれども、私の質問、先ほどお聞きになっておられたら、企業団の取組について尋ねておるわけではございません。

いま一度、問います。副企業長、私が先ほど尋ねたことについて、適切に御答弁願えませんか。

○西川議長 橋本副企業長。

○橋本副企業長 企業長と知事あるいは大阪市長との協議の内容といたしましては、懸念事項、とりわけ大阪市会が否決になった五つの懸念事項、とりわけ大阪市の水道料金を担保する具体的な仕組みというものがこの懸念事項として取り上げられておりますけれども、この論点をどうクリアするのかというのがやはり一番大きな課題でございます。そのほか、議員定数の問題であるとか、あるいは大阪市が参画したとしても、ほかの未統合団体は一体どうなるのか、大阪市が統合に参加してもそれが本当に府域一水道を加速することになるのか、そういった大阪市議会で指摘された懸念事項について、これは先ほど永並先生もおっしゃっておられましたけれども、市議会の構成が変わっておりますけれども、引き続きやはり論点としては重たく残っております現状でございますので、この五つの論点についていろいろと話し合われたというふうに承知をいたしております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 誠実な御答弁いただいたことを感謝申し上げます。永並先輩がおっしゃられたように、

本日に大阪市と他の例えば隣接の私ども堺市の場合の水道料金の違いというものは、非常に大きな論点だということに承知しております。しかしながら、一方で議会の構成も変わり、あるいは当時とは議員さんも若返り、様相も変わってまいっているかと思えます。

そういった中で、大阪府でも長く行政に携われ、教育長までお務めになられたその御手腕をもって、企業団として、私は男気、女気という言葉は使いませんが、何でも、何とか大阪市さんにも御納得がいただける、かつ我々も、片方だけがウインのような話は到底、平行線だと思っております。大阪市さんにもウイン、我々にもウインというようなものを模索していくために、これだけの歳月、当時橋下市長から今横山さんまで歴代市長が経てきておることを考えると、これまでの間、協議されてきたことだと思っております。そうした中で今現在どのようなふうな副企業長として事務方を、何とか大阪市さんとウイン・ウインの関係になれるように御指示というか、あるいは助言などをしていただいているのか、御披露いただける範囲で結構ですので御教示賜れば幸いに思います。

○西川議長 橋本副企業長。

○橋本副企業長 事務的な検討でございますけれども、

先ほど申し上げましたように、大阪市の水道料金の供給単価というものと、それ以外の府内の四十二の市町村の供給単価の平均、これを比較いたしますと、やはり大阪市の供給単価が低いという結果が出てまいります。ここで、今、小堀先生おっしゃったように、統合をしようと思えますと、やはりウイン・ウインの絵を何とか描けないかということで、大阪市の水道料金を原資にして、ほかの市町村の料金を下げるといようなスキームであると、これはなかなか話が前に進みませんので、このウイン・ウインの絵が描けないか

ということを事務的にいろいろと検討をしているところでございます。

やはり、そうなりますと四十二市町村の水道事業、市町村水道事業と我々の用供事業、これトータルしてやはり供給コストを上げて単価を下げても、持続可能なそういう体制にしていけないと、なかなか大阪市の水道料金の水準に近づけるといのは難しいというのが数字で出ておりますので、さらに統合を進めることによつて、さらに経費節減の余地がないのか、もっと思い切った体制の効率化ができないのか、そういったことをこれから、今までも検討しておりますけれども、数字が大きいのので差がなかなか詰まらないというのが実情でございますけれども、そういう検討を担当者とやっておりますでございます。

#### ○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 副企業長に大変御丁寧に御答弁いただきましたので、ようやくこの問題を真摯に内部でも御議論いただいていることがやつと得心をいたしましたので、当初予定をいたしておりました企業長への御質問は差し控えたいと思います。しっかりとやっていたらというところは伝わりました。ただ、大阪市さんが一人負けのような話は、これはもう当然承服いただけないと思います。

ただ一方で、例えば一例ですけれども、ジャストアイデアで申し訳ないんですけども、大阪市さんは大阪府営水道開設前から市営水道を開設しておられたという歴史も鑑みただ、これはもういつの日か、この料金が一緒になるその日まで、ダブルスタンダードもこれはもうやむを得ないのではないかなというようにも思ったりします。ただ、一方で、淀川沿いにあるんな同様の施設を重複して持つておるといことは事実

でありますし、今ダウンサイジングにも取り組みいただいております。そういった施設などのダウンサイジングであったり、あるいは人員の交流等々については、一定折り合いのつけられるところから折り合いをつけていっていただけたらなというふうに思うところで、その点については、企業長にも大阪市長と直接お話しもいただけたらと思いますし、そういう意味では大阪府知事さんには公平な立場で行司役を務めていただけたら非常にありがたいなというふうに思いますので、まず、当初予定しておりました一問目については、引き続き副企業長のリーダーシップに期待をしておるといことを申し上げまして、次の点に移りたいと思えます。

次に、浄水池の上面利用についてでございます。

さきの議会で、水道施設の上部利用については、その使用料の減免方法などをゼロベースでしっかり考えていただきたい旨、お願いをいたしました。その後の検討内容をお聞かせください。

#### ○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 公共利用を目的とした水道施設の上部利用については、利用者である各市町から適切に御負担いただくことが基本であると考えております。使用許可に当たっては、利益が見込まれない使用については使用料を十分の九以内において減額し、利益が見込まれる使用については十分の五以内において減額することとします。

令和七年十一月の議会で、議員から御確認をいただきました高槻ポンプ場の使用許可使用料が現在無償となっている件につきましては、企業団の営業外収益の確保及び行政の公平性の観点から、高槻市の担当部局の担当者には有償化に向けた協議を始めたい旨、説明を行ったところでございます。

#### ○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 今、御答弁にあった各市町村から適切に御負担とは、いかなる意味を指しておられるのか、御教示を賜りたい。あわせて、前回、御指摘を申し上げた高槻市の中の十分の十、全額減免、これも念頭に入れた上で、お答えを誠実にいただきたいと思えます。

#### ○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 各市町から適切に御負担いただくということでございますけれども、土地の使用に対して相当の負担をいただくという趣旨で申し上げます。

なお、高槻ポンプ場につきましては、無償許可をすることを前提にポンプ場の建設を行ったものであるため、この経緯を踏まえまして、例外的に無償で使用許可を継続しているものでございます。

#### ○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 お尋ねしたことについて、時には長々と聞いてもいけないことをお答えになられる。私、各市町村から適切にという言葉の意味を簡潔に聞いているので、簡潔にお答えいただきたい。ただ、高槻だけが特別扱いをされておるとい中で、今いかなる意図をもって適切とお使いになられたのか、お尋ねをいたしました。部長、御答弁願います。

#### ○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 適切に対応してまいるといことでございます。本来、水道施設の行政財産としての利用許可、使用許可につきましては、企業団におきましては、公共的な利用に供する場合におきましては十分の九の減額を行つて、その公共的な利用に供しておるところでございます。その考え方に従いまして対応してま

いりたい、そのような趣旨で御答弁申し上げております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 では、部長の御答弁から察するに、十分の九、すなわち十分の一は応能負担で御負担をお願いするのが適切であるということをおっしゃりたいということでしょうか。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 企業団の行政財産の使用を関係団体に

使用に供する場合におきましては、適切な御負担をいただく、これが公共的な利用であって収益が上がらないという場合におきましては十分の九、おっしゃるよう十分の一、御負担をいただくことで、現在使用に供している各自治体において、その施策の目的に沿って利用いただいている、そのような考え方でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ということは、十分の一はお支払いいただくことが適切であるということが部長の御見解かどうかでございますか、イエスカノーで答えください。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 私どもといたしましては十分の一、収益が上がらない公共目的の使用にしましては適切な御負担をいただいている、お願いをしておるということとで考えてございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 私の時間を減らすのが目的ですか。その適切な文脈の使い方、間違っていると私思いますよ。私が問うているのは、各市町村から適切に御負担という

言葉が使われた。その適切とは、十分の一を支払っていただくことが適切であるとの認識かということをお聞きました。どなたか、お答え願えませんか。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 十分の九の減額を行っておるということをもって、適切に御負担をいただくという考え方で運用しておるということでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 企業団の考えは分かりました。

次に、十分の五の話について、今答弁がありましたけれども、前回、私がこの質疑に立つに当たり調査をしたときには、この話は一切聞かされておりませんでした。なぜ、突然、今日までこの話が出てこなかったのか。私からすると、なぜ隠されたのか、不誠実な対応だと思っておるわけですが、私に対してその説明を怠った理由をお聞かせください。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 公共の使用に当たりまして、利益が見込まれない使用については十分の九以内を減額し、利益が見込まれる使用については十分の五以内において減額することとすると申し上げた点につきましてでございます。大阪広域水道企業団固定資産管理規程第三十一条第二号にこれは規定されているものでございまして、こちらは企業団ウェブページからも検索可能な公表情報でございますから隠しているという認識はございません。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 自分で探さなかった私が悪いということですね。分かりました。では、改めて問います。十分の五の根拠は何ですか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 固定資産管理規程に定めております十分の五でございますけれども、こちらは一定の御負担をいただくという中で数字でございますので、利益が出る場合には十分の五を御負担いただくということを規定しているものでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ホームページに出ているから探さんかいという答弁を平気でなさるんであれば、それなりの答えをしてくださいよ。収益が上がる施設に対して十分の五、その理由は管理規程やと。規程って、これ議会の議決事項なんですか。

○西川議長 答弁求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 管理規程の規定につきましては、議会の議決事項ではございません。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 であるならば、この場合は議会でございます。課長と、お話はちよつと成立しなさそうなので上席にお聞きします。まず、この収益が見込まれるのであれば、私は当然その収益に応じて十分の十、適切に頂戴をするということが本来あるべき姿だと思いますけれども、まず、その見解についてお聞かせいただきたい。その見解をお聞かせいただいた上で、今おっしゃられた、我々が議決をしたわけではないものですか、それについては直ちに直直される御用意があるのか、併せてお聞かせください。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 収益が求められる使用許可についてでございますが、御指摘の管理規程におきまして、公共

的な利用に充てる場合につきましては十分の九、失礼しました、収益が生じない場合につきましては十分の九、収益が生じます場合については十分の五の減額ということで対応してございます。収益があることをもって、全額負担をいただくというような運用はしておりません。なお、この規程、当然企業団におきまして、内部の企業団としての手続を踏んで制定したものでございます。寄せられる御意見につきましては、当然承るといたしましたが、直ちに今改正を検討しておる、そういったものを考えておることでは現状にはございません。

以上でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 あのね、ホームページに載っているんだから隠していたわけじゃない。探さなかったあなたの能力の不足だと、こうおっしゃるんであれば、ホームページからメールで一エンドユーザーから寄せられた声じゃないんですよ。今日、ここで、大阪広域水道企業団議会が開催され、今限られた、あともう六分ほどしかないですけれども、持ち時間、そして私ども堺市は、本来もともと議席数は四でありましたけれども、我々としては最大限円滑な運営に努力をするため、市議会の総意として三に議席を減じておるのは御承知おかれていっていると思います。その堺市議会の本会議において、我々三名のうちの私一人、指名を受けてこの場で発言を申し上げている。それに対してのお答えとしては、極めて不誠実であると言わざるを得ない。副企業長、何とかしてやっていただけませんかでしょうか。

○西川議長 橋本副企業長。

○橋本副企業長 まず、行政財産の使用許可についてでございますけれども、行政財産につきましては、これ

は公共目的あるいは企業団職員の福利厚生、あるいは他の団体の公共用に供するとき、これら限定した場合について、まず貸し付けるとい構成になってございます。そういう貸し付けた場合について、さらに担当のほうから御説明申し上げておりますけれども、収益を目的としない使用については、規程上は十分の九以内という規定でございまして、企業団のほうでは、これまでこの規定をできるだけ柔軟に活用するというか、構成団体の公益目的の使用にできるだけ協力するという観点で十分の九で運用しているということでございます。

それから、ただいま御指摘のございました使用料を取っているんだしたら、十分の五以下ということでも、これは、まず、規程上は十分の五以内ということでございますので、使用料を取ってたら必ず十分の五でやるということではございません。

また、貸し付ける場合も、単に営利企業に貸し付けるということは想定しておりませんので、何らかの収益はありますけれども、公益性のある事業ということでございますので、減免規定をあえて設けておると、そういう考え方であると私は理解いたしております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ありがとうございました。お借りをされて、それで収益を上げて黒字である場合は、私は頂くべきものは頂いていいのではないかと思いますので、ぜひ見直しを、副企業長にはお願いをしたいということをおし上げておきたいと思っております。

次に、高槻市と有償化に向けた話し合いをされてこられたということでございますけれども、高槻市のどういったお相手と、いつどのようなお話をしてこられた

のか、具体的にお聞かせください。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 高槻ポンプ場の件につきまして、昨年の令和七年十一月二十八日と十二月二十四日の二回にわたりまして、高槻市の担当部局の担当者を訪問し、企業団の厳しい経営状況や、その状況下で営業外収益の確保が必要であること、また、使用料をおおむね五十年間にわたり免除してきましたが、この状況を今後も継続することは、他の水道施設の上面利用と比較して、行政の公平性の観点から課題があるとの認識を示し、次回の令和十二年四月の継続許可時から有償化したい旨の説明を行ったところでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 議員としてお聞きしますので、誠実に御回答願います。担当部局とはどこを指していますか、担当者とはあなたを指しておられますか、個人名は結構です。職階でお答えください。かつ当然、高槻市長の耳には入っておりますでしょうか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 高槻市の施設を管理されておられる担当部局の長を御訪問し、説明をしております。市長に御報告されたかどうかにつきましては、承知しておりません。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 通告の後、その件について確認をするよう求めましたけれども、ホームページを議員には見るとおっしゃりながら、こちらが依頼した件については調査をされないのが広域水道企業団なのでしょうか、お聞きします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 高槻市長に御相談されたかどうかにつきましては、確認を行っております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 失念されていたんですか。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 御確認の認識についてでございますが、高槻市の担当部局の長に対して、今後の有償化に向けての御理解をいただくべくお話をさせていただいております。こうした相手がある調整事ということでございます。相手方関係者の御理解が不可欠でございます。そうした中、市長が御承知かどうかというものを現状、私どもは承知しておりませんが、いずれにしましても組織として丁寧に私ども高槻市さんとも手順を踏んで御相談し、進めていく、そういう性格、性質のことではあるということに対応いたしております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 口頭で資料も示さず、説明もせず、ただホームページに載せていたから、それで隠していたわけではないと聞き直られる。一方で私自身、直接、議事事務局に対して高槻市長の耳に入ったのかどうかを確認してくださいというお願いをしたことは、部長の耳にも入っていないかつたんですか、課長はそのことも耳に入っていないかつたんですか、その辺、聞かせください。

○西川議長 答弁できますか。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 直接的に、私自身、当然承っておったものであることは事実かと思いますが、私自身そのことを認識して、また確認をするということは行っており

りません。

以上でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 では、部長も承知をしておられたというところで、先ほど私に対してあのような発言があったので課長に聞きます。失念されていたということでしょうか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 高槻市長に直接の申入れがあったのかどうかを御質問を承るといことはお聞きしておりました。お答えといたしましたは、そのことを御承知していないということでお答えをしておるところでございます。

○西川議長 質問に答えていただけますか。

○亀田総務部財務課長 はい。高槻市長に対して、失念しておったかということでございますけれども、市長に対しての確認が必要であったと認識しておりますので、承知していないとお答えすることを想定しております。

○西川議長 申し訳ございません。この場でちょっと暫時休憩させていただきます。

(午後一時五十分休憩)

○西川議長 (午後一時五十分再開)

○西川議長 会議を再開いたします。ただいまより休憩を取らせていただきます。十分間の休憩を取ります。よろしくお願ひします。

(午後一時五十分休憩)

○西川議長 (午後二時六分再開)

○西川議長 お待たせいたしました。休憩前に返り、会

議を再開いたします。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 恐れ入ります。休憩前、小堀議員から市長に対しての状況を確認するようにと言っていただいたこと、議員からはそのように申しているということでございます。そうした中で、内部で十分に共有されていないということもまた事実でございます。この点につきましては、状況について確認の上、お伝えさせていただきますに思っております。

あわせまして、答弁、やり取りさせていただいております中で、行政財産の管理に関する規程につきまして、ウェブページで公表いたしておるといことを申し上げております。決して見たら分かるという趣旨で申したものではございませんで、この間、やり取りをする中でお伝えするタイミングがなかったということでございます。意図的に隠していたものでもなく、申し上げたような形のものでもございません。ただ、小堀議員はじめ議会の皆様も、そのような見たら分かるというような受け止めでありましたのならば、その点につきましては、おわびを申し上げたいと思います。改めまして、御多忙の中、本会議に御出席をいただいておりますところ、議会を中断させていただくようなことになりましたことも重ねておわびを申し上げます。引き続き、質疑のほう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ぜひ高槻市長さんの御意見も伺っていただけたらなと思います。私は、前回は申し上げましたけれども、決して高槻ポンプ場を有償化にすべきである

と申し上げておるわけでは全くありません。私はちょうど高槻に貸付けをされたとき、同時期に議長の御元の上面利用も含めて、やはり原則は無償化をすべきではないかと。

一方で、今回私が調査いたしましたところ、千里浄水池につきましては、箕面市さんが駐車場として使用されておられると。こちらの使用料も十分の九の減額をされておられると承知をしています。私は通常、駐車場を経営するという場合には、当然収益が上がるものと拝察いたします。収益を目的とした施設であれば、十分の九ではなく十分の五であつてしかるべきではないかと考えますけれども、見解いかがでしょうか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 千里浄水池上部の箕面市営駐車場の使用許可は、令和五年度から新三号池更新工事の開始予定時期までの期間内での限定的なものであり、使用許可開始時に八年間の収支計画により利益が見込まれないことを確認の上、使用料を十分の九減額しています。また、市営駐車場開設後は、毎年の使用許可更新時に収支報告を受け、赤字であることを確認しています。

なお、将来的に利益が生じた場合は、減免率の見直しを行うこととしております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 箕面市さんが駐車場にお借りされた背景というのは、上面を駐車場に活用し、歩くことを促すまち、すなわちウォークアブルなまちを促進していくためだということに仄聞しております。

同様に、ウォークアブルなまち、すなわち健康に寄与するまちづくりという観点に立つのであれば、社会学の観点からもエンドユーザー、すなわち、ひいては

給水人口の減少に歯止めをかけるという意味でも、私は健康増進を目的とするスポーツ施設等の使用許可使用料については、全額免除をすべきではないかと考えますけれども、企業長の御見解、お聞かせ願えませんか。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 私のほうから御答弁申し上げます。

議員御指摘の事項につきましては、給水人口が減ってきています中、健康福祉施策の推進というのは、住民の皆さんの健康維持を促進する結果、給水人口の維持にも資するという御趣旨かと御発言をお聞きいたしました。

一方で、水道施設の上面利用につきましては、使用料を免除いたしません場合ということにつきましては、企業団では水道事業の推進に資する場合、あるいは災害その他緊急事態の発生により応急施設の用に短期間供する場合、極めて限定的な場合に免除できるものとしてございます。

そういう意味から申しますと、水道事業の推進に資するものという企業団の現在の運用につきまして、あるいは使用料を免除していくということにつきましては、やはり水道事業との関わり、災害対策との関わりの中でやはり直接的なものであつてしかるべきでありまして、駐車場、運動施設といったものとの取扱いというものは、やはりそこは異なつてまいるのではないかと思つているところでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 仮に高槻が十分の九になつた場合、これは最短でいつから実施できると御説明されたでしょうか、お聞かせください。

○西川議長 小島総務部長。

○小島総務部長 恐れ入ります。課長のほうから、さきに答弁させていただいております令和十二年四月からでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 これ、最短でも令和十二年四月までダブルスタンダードが継続をしているということについては、やっぱり重く受け止めていただいて、少なくとも令和十二年四月までの間に、やっぱり大阪広域水道企業団として、この配水池の工事等では非常に御負担を地元におかけするというところも踏まえていただいた上で、再考を促したいということをお願いをさせていただきたいと思つています。

次に、バイパス管の整備について、最後、お聞きをします。

村野―藤井寺間のバイパス管の整備について、さきの定例会以後の進捗状況をお示しくください。

○西川議長 御答弁願います。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 村野―藤井寺間のバイパス管の整備について、さきの十一月定例会以降の進捗についてお答えいたします。

工事に必要となる立坑用地確保のため、地権者と交渉を進め、用地確保が必要となる立坑全九か所のうち、用地確保済みの三か所に加えて、新たに用地確保のめどが立った二か所について売買契約が年度内に成立する見込みとなつております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 着々と進めていただいていることについては感謝を申し上げます。

さて、この工事を進めていくに当たっては、道路や鉄道、ガスなどのインフラ事業体との調整が必要であると考えます。これからインフラ事業体との調整状況はどのようなようになっておりますでしょうか。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 本事業については、立坑用地が確保された区間から令和七年六月二日付で契約した送配水管布設替基本設計委託において、布設ルートや布設工法など、具体的な検討を進めることとしております。議員お尋ねの道路や鉄道、ガス等のインフラ関係との調整につきましては、現在想定している布設ルート上にはJR、近畿日本鉄道、一級河川の恩智川、流域下水道、市水道、大阪ガスなど様々な公共インフラが存在することから、今後、具体的な協議、調整を進めていく予定となっております。

以上です。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 各インフラ関係との調整は非常に難航することが予想もされますけれども、しっかりと取組を進めていただきたい旨、お願いを申し上げたいと思います。

結びに当たり、質疑に対しまして非常にお時間を取らせましたこと、同僚議員の皆様におわび申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○西川議長 小堀清次議員の質問が終わりました。

次に、一問一答方式により、柳生駿祐議員を指名いたします。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 四條畷市選出、大阪維新の会、柳生駿祐です。

発言通告書に沿って、二点、お伺いをします。一番、窓口での現金扱いがなくなる影響について。

令和八年四月一日から現金収納ができなくなる事について、取りやめる趣旨について教えてください。また、現金の取扱いがなくなる種類はどのようなものがあるか、教えてください。

二番、水道使用料を上げない財政運営は可能か。これまでの水道事業会計では、建設改良費と比べて企業債が少なく、内部留保資金等で補填をしています。企業債に頼らず財政運営することのメリット、デメリットを教えてください。

また、水道施設において主に管路の耐用年数、減価償却期間をそれぞれ教えてください。以上、二点、よろしくお願いたします。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 水道センター職員による窓口等における現金の取扱変更の趣旨についてお答えいたします。

昨年、他の水道事業体において未納の水道料金等の督促や徴収を担当していた職員が、事業者を訪問して受け取った現金を着服したことが発覚し、懲戒免職処分を行ったとの報道がありました。この事案を受け、企業団における同種事案防止策として、水道センター職員による現金収納を原則取りやめることといたしました。水道センター職員による現金の取扱いがなくなるものとしては、水道料金、加入金、メーター負担金、設計審査手数料、工事検査手数料、水道センター職員が施工した小規模修繕に要した費用、給水装置工事事業者指定等手数料、契約保証金などがあります。これらについて窓口業務を委託している場合は、

引き続き受託事業者が現金収納を行いますので、これまでと変わりありません。職員による現金の収納を行っている水道センターにおいては、令和八年四月一日以降は納付書による支払いが原則となります。以上です。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 議員御質問の二つ目の御質問についてお答えいたします。

水道事業会計における企業債の活用状況につきましては、令和六年度決算の建設改良費に対し、国交付金など財源を充当した後の企業債の充当率は、水道用水供給事業で八〇%、市町村域水道事業のうち企業債を活用した十水道事業の平均で六五%となっております。その残りは自己資金で補填しております。

市町村域水道事業の各事業においては、年度ごとの建設改良費の規模により活用状況が変わりますが、今後も水道施設の更新・耐震化を推進するために企業債を活用していく見通しでございます。企業債の活用により多額となる建設改良事業の資金を長期的に調達し、元利償還金という形で財政負担を平準化することで、水道施設から便益を受ける現世代と将来世代の利用者の負担の公平性を図ることができそうです。

一方、企業債を活用せず自己資金により財政運営を行う場合、支払い利息を抑えることができるというメリットがありますが、建設改良事業の資金を料金収入で蓄えた自己資金で賄うこととなり、現世代の負担が大きくなるというデメリットがあると考えています。また、浄水場や配水池など大規模な施設の更新には、自己資金だけでは対応できない場合もございます。

最後に、管路の耐用年数、減価償却期間についてお答えいたします。

配水管の耐用年数は、地方公営企業法施行規則の別

表第二号で、四十年と定められております。また、同規則別表第四号に、固定資産の償却率が定められており、減価償却期間は耐用年数と同じ年数となっております。

以上でございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 では、質問席から伺ってまいります。

横領事件がほかのところでもあったということで、予防策というところについてはもちろん必要なことだと私も理解をしております。一方で、この納付書払いというふうになると、納入の確認、これに時間がかかるといふことも想定ができます。どのぐらいの日数がかかる見込みなのか、また、その間、手続であったりとかについては保留になるのかどうか、この二点、教えてください。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 払込みをする金融機関によりますが、入金確認に最大八営業日が必要となる場合がございます。例えば、給水装置の工事検査について、現在取扱いは、工事検査手数料の入金が確認できるまで検査は保留することとなります。

以上です。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 最大八営業日というところでございました。

月曜日に入金したら、確認されるのが次の週の木曜日あたりというところで、これ非常に時間がかかり過ぎてしまうと。次の手続であったりとかが遅くなってしまうって、もちろん市民サービスにとってもサービス低下が起こってしまうんじゃないかというところでございます。銀行での納付領収書を企業団の窓口のほう

で確認するであったりとかで次のステップに進んでいく、こんなことはできないのかどうかを教えてください。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 現在、既に現金を

取り扱っていない水道センターでは、金融機関で納入後の納付領収書を水道センターへ提示していただくことにより入金確認とみなして取り扱っております。

なお、議員地元四條畷水道センターにおいては、これまで現金収納を行っていましたが、令和八年四月以降は納付書払いが原則となるため、他の水道センターと同様に、金融機関の納付領収書で入金確認とみなして取り扱う予定でございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 それは安心いたしました。当初、私この話をお伺いしたときには、ほかには方法ないということであったりとか、ただ、待つてくださいますよのようなニュアンスで受け取られている業者さんであったりとかいうところもありますので、この周知の仕方というところについては、御留意いただきたいというふう

に思っておるところでございます。先ほど伺った種類というところでございましては、加入金等、水道業者さんが対応する以外のところでは、そういふところも四條畷水道センターではやってい

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 四條畷水道センタ

ーでは、水道利用者の敷地内や宅内の給水装置の軽微な修繕について指定給水装置工事業者による対応を基本としつつ、職員が直接修繕対応を行う場合があります。その場合、修繕に要した費用を直接現金で徴収していましたが、現地で職員が現金を直接受領する機会をなくしていく観点から、納付書払いに変更となります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 これ、ごく少額だというふうには話は聞いていますけれども、修繕後の納付書の郵送等であったり、納付されなかった万一の場合には、徴収督促の事務であったりとかも、もちろん担っていかなければならぬ。つまり、こういったところの負担というところについては、水道センター側であったりとか企業団側でも負担が増えてくるというふうには考えているんですけれども、金額が少額というところについて、費用対効果については考えられているのかどうか、教えてください。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 納付書払いを原則

とするにより、郵送費用、郵送に係る事務や徴収督促業務などが発生する可能性があります。一方で、現金を取り扱う機会が減少することによって、職員が金融機関に納入する事務や運搬、保管業務などの負担が減る上に現金管理上のリスクも低減いたします。これを総合的に勘案した結果、現金管理上のリスク低減におけるメリットを重視し、職員は現金を取り扱わないこととさせていただきます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 これ、必要性については私も理解をしているところでございます。ただ、払う側の市民さんのことも少しだけイメージをしていただけたらなというふうに思っております。特に、やはりお年を召した方が困った挙げ句に水道センターに依頼をした。それで修繕が必要になってしまったというところで、現金はもちろんあるけれども、納付書の支払い方がよく分からんと。これはガスの料金と一緒になんかというところであつたりとか、実際、納付書は銀行へ行つたらいいのか、コンビニでもできるのか、そういうところであつたりとか、ATMやつたらできるんかとか、いろんなところをやはり説明していかないといけなくなつてくるのかなというふうに思います。やはりなかなかどうしたらええんか分からん。お金はすぐ払いたいけれども、よく分からんというふうな声もやはり多いというふうに思います。

実際、四條畷水道センターのほうでは、令和六年度ではどの程度、修繕であつたりとかに対応してきたのか、箇所数、回数であつたりとかについて教えてくださいます。

また、ほかの水道センターさんのほうでは、同様の修繕であつたりとかをしているところがあるのかどうか、こちらについて御教示、お願いいたします。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 令和六年度において、四條畷水道センター職員が、修繕費を徴収して施工した件数は十五件です。他の水道センターにおいて、職員が水道利用者の敷地内や宅内の給水装置を直接修繕する対応は行っておりません。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員

承知しました。四條畷水道センターだけというところで、かなりレアケースなのかな、なおかつ年間十五件程度と非常に少ないものだとお伺いをしました。

これは何というんですか、水道料金であつたりとかこういったところに上乗せをして支払つていただくであつたりとか、なるべく簡易にお支払いをいただく手法であつたりとか、こういったところについては難しいのかどうか、御見解を教えてください。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 修繕費と水道料金では、納入期限や請求すべき相手方が異なる場合がございます。また、水道料金は、料金システムで管理、請求しており、修繕費を水道料金に上乗せして請求することは難しく、別途請求することとなります。

なお、水道料金については、企業団の全水道センターで金融機関での払込みのほか、コンビニ店舗での支払い、スマホアプリ決済に対応しており、クレジットカード決済にも順次対応を進め、お客様サービスの向上を図つていっております。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 最後の御答弁で、水道料金の支払いについては、いろんな工夫であつたりとかをしていただいているところについては承知をしているところでございます。ただ、今回の納付書払いというところについては、クレジット払いであつたりとかは当然できないというところの中で、やはり分かりにくさというところが残つてしまうのかなと。少ない件数とはいえ、修繕料金が別になつてしまうというところがやはり問題になつてくるのかなというふうに思うんですけれども、今後、特に修繕の前にお支払いの仕方というところを

きちんと説明をしていかないといけないのかなというふうには思っています。

そこで提案なんですけれども、水道センターでは納付書払いしか対応ができないんですというところについては、事前にしっかりと十分説明をしていただく。

現金払いでのお支払いであつたりとかを御希望される場合は、民間の水道事業者さんであつたりとか、当然工事対応、いわゆる二次側の工事ですので、その対応が可能なことを、民間事業者さんのリストであつたりとか市内のリストであつたりとかについてお渡しをするであつたりとか、こういう丁寧な対応については可能なのかどうか教えてください。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 議員から御提案のとおり、今後、四條畷水道センター職員が水道利用者の敷地内や宅内の給水装置を直接修繕する場合は、納付書払いが必要なことや金融機関での納付方法を事前に十分説明し、それ以外の給付方法を希望される利用者の方には、指定給水装置工事事業者のリストを御案内するなど、利用者サービスが低下しないよう丁寧な対応に努めてまいります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 安心いたしました。手間が少しかつてくるというふうに思いますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の二番目の質問のほうに移つてまいります。

これは、多くの皆さんにも関係してくるところだというふうには思うんですけれども、水道使用料を上げない財政運営というところは、これは可能なのかどうか、ちよつとかなり難しい議論になると思うんです

けれども、企業債の運用状況であったりとかを冒頭の質問でお伺いをしました。企業債をうまく使うことで使用料の値上げであったりとか、こういったところを先送りできないかというような趣旨で伺っていききたいと思えます。

簡単に、当初の御答弁であったりとかを振り返っていきますと、いわゆる水道用水供給事業のほうでは企業債の充当率については八〇%程度、十水道事業の平均は六五%であるけれども、残りの九の地域の水道事業については充当率はゼロ%だったというところでございました。この市町村域水道事業と、いわゆる水道用水供給事業ではかなり差が出てしまっているんですけれども、市町村域水道事業全体ならずと企業債の充当率は何%ぐらいになるのか、教えてください。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 令和六年度決算の市町村域水道事業全体、これは十水道事業、先ほど平均六五%と申しました。議員のところでは、残り水道事業のところは三水道事業ということでございますけれども、企業債の充当率は五二%でございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 すみません、御答弁の中で少しだけ確認させていたただきたいんですけども、三水道事業を足してそろえると五二%ということなのか、十水道事業で平均で六十五%、自己資金で補填されている九水道事業全部合わせて五十二%なのかどうか、もう一度お願いいたします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 お尋ねの令和六年度決算で数値をお答えさせていただいておりますので、令和六年度は、水道事業、十三事業でございましたので、

企業債を活用した十水道事業、そして活用していない三水道事業ということで、十三水道事業の合計として充当率五十二%ということでございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知いたしました。ありがとうございます。今、御答弁のあった水道用水供給事業だと八〇%だけれども、市町村域の水道事業だと五二%、ここまで企業債の取扱いに差があるという状況については承知をいたしましたんですけども、これ、ここまで差があるのはなぜなのか、理由についてお伺いします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 水道用水供給事業においては、浄水場等の大規模な施設更新が続いており、当面の必要資金額が膨大であることから令和五年度以降、企業債の充当率が高くなっております。市町村域水道事業の各事業においても、それぞれ大規模な更新工事等の実施状況、必要資金額や自己資金額の状態を踏まえ、企業債の充当率を検証します。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 大規模であったりとか単年度で必要となる資金が多くなるときに、この企業債であったりとかを使っていくイメージだというふうにお伺いしました。とはいえ、今回は世代間で費用負担の公平性の観点からお話をさせていただいており、結果的に企業債というものが使い方に差がある。うまく使われていないのではないかなというふうには感じております。

水道施設、特に管路については、冒頭でお伺いしましたとおり、四十年規模で使用する資産というところがございます。企業債についても、四十年で償還されるのかなというふうには思っております。長く使うも

ので費用の平準化というものが当然必要になってくるものでございまして、企業債を抑えることになれば、現世代の料金収入、現世代が負担しているものがより多くなってしまう構造になってしまふ、より多くなってしまうんじゃないかなという疑問を持っているんですけれども、そういう構造ではないのかどうか、お伺いします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 水道施設は、一度整備すると長期にわたり使用されるものです。そのため、現世代と将来世代、それぞれがその費用を負担することになるよう、建設改良費の財源は自己資金と企業債とのバランスを図る必要があります。企業債の活用にあたっては、特定の世代に負担が偏ることのないよう、また、企業債残高の推移や償還額の見直しなども考慮しながら検討し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 この水道という大切な公共インフラを支える上で、値上げは全て悪だというふうには私は考えておりません。ただ、一方で市民感情からすると、この物価高の中で経営の効率がどこまでなされているのかというところが、非常に納得感が必要なものだというふうにも思っています。この世代間の公平な負担という観点についてはどのような整理をしているのかどうか、お伺いします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 水道料金は、生活に直結するものであり、料金改定に当たっては、利用者の皆様の理解と納得が得られるよう取り組む必要があり、企業団では水道センターの統合や業務の標準化など、

経営の効率化を進め、可能な限りコスト削減を図っております。

料金改定は、こうした効率化の努力を行っても、なお恒常的な単年度損益の赤字や事業運営に必要な資金が不足することが見込まれるときに検討しています。

その際には、経営状況や将来見通し、経営改善の取組内容を分かりやすく説明し、利用者の皆様に御理解をいただけるよう努めたいと考えております。

#### ○西川議長

柳生駿祐議員。

#### ○柳生議員

承知しました。現在、現状で企業債をあまり使っていないところについて、大規模じゃない事業であったりとかでも、いわゆる普通の一般的な管路であつたりとかを整備するときにもこういう企業債を使つていくことによつて、料金改定というものについては、私は延ばせるんじゃないのかなというふうには思つておりますが、いかがでしょうか。

#### ○西川議長

石橋経営企画課長。

石橋経営企画課長 企業債の活用を増やすことで資金の確保は可能ですが、財政運営や料金算定においては単年度損益の黒字を確保し、損益の均衡を図ることが必要です。企業債を増やしても、損益の改善には直ちにつながりません。また、現在、借入利率が上昇しており、支払い利息の増加により損益が逆に悪化するという面もございます。

したがって、資金と損益の状況や将来の見通しも踏まえて、自己資金と企業債を適切に活用していくことが持続可能な財政運営に必要と考えております。

#### ○西川議長

柳生駿祐議員。

#### ○柳生議員

御答弁であつたりとかについては承知いたしました。ただ、この先の議論というところについ

ては、かなりもう一歩踏み込んだ具体的な議論をしていく必要があるのかなというふうには思っています。

持続可能な財政運営、これはもちろんやつていく必要がありますし、いろんな観点であつたりとか意見を踏まえて進めていただきたいなというふうにも思っています。

私が申し上げたいところ、ポイントについてまとめておきますと、企業債をどんどん発行しようであつたりとか、それで料金を安くしようということではもちろんありません。申し上げたいところについては、減価償却をしているものに限つてはございますけれども、世代間の公平性のために企業債は使うべきだというふうには申し上げているところでございます。

先ほどの答弁では、企業債を増やしても損益の改善にはすぐにはつながらないというふうなところがありました。これは短期的なお話ではもちろん合つているとは思いますけれども、もちろん収益的収支、資本的収支、三条四条で分かれていますから直接的には見えてきません。しかし、企業債を用いることで内部留保資金等、こういったところについては間違いなく増えてくるものがございます。つまり、料金推移に影響を与えるものだというふうには思っています。この問題提起をしたことによつて、四條畷市の下水道料金の値上げというところについては、先送りに実際になりました。

このテーマは、各地域の水道料金のこと、お聞き皆さんの地域のことも大きく関係してくることでございます。もっと具体的に議論をしていくとすると、単年度で損益を均衡させることが重視をされていると思ひますけれども、それが正しいことなのか。国の方針としても、これは変わってきた、この先変わつてくるといふふうにはニュースであつたりとかでも伺つて

いるところでございます。

はたまた、企業債と自己財源のバランスは何がベースで基準は何なのか。ひいては企業債残高はどこを基準にすることで世代間の公平性は担保できるのか。ほかの観点でいきますと、企業債の償還は実は三十年でやつているのではないか。今、予算で上がつている企業債にも企業債の期間については三十年というふうに書かれております。償却が四十年であるのであれば、適切に借換債であつたりとかについては発行ができていのか、疑問点については本当にまだまだあるところでございます。

今回については、時間も限りがありますのでこの程度にとどめさせていただきますけれども、いろいろ今後の展望についても申し上げますけれども、財政論についてはいろんな観点もございませう。将来予測も含めて考えていかなければならないところでございませう。また、今後これらの点についてさらに深掘りさせていただければと思つておりますので、調査について引き続き御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問については終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### ○西川議長

柳生駿祐議員の質問が終わりました。次に、一問一答方式により、平田要議員を指名いたします。

#### ○西川議長

平田要議員。

#### ○平田議員

能勢町選出の平田要です。議長の許可をいただきましたので、通告書により一般質問をさせていただきます。

まず、一問目は、自己水源地の継続についてお伺いをいたします。

豊能地域水道センターに属する能勢町は、平成十九年に十三のうちの十の簡易水道を上水道事業に統合し、大阪府営水道による給水を開始いたしております。あわせて、能勢町内にある歌垣浄水場において、自己水を並行して給水を行っているところであります。

令和六年四月から豊能地域水道事業として運営が進められていますが、災害時等における自己水の確保と継続は大変重要と考えております。本企业団の令和八年二月議員全員協議会において、報告事項でも示されておりましたが、令和九年度に向けて、三市の統合に向けても、自己水源は原則存続する検討方針と示されているところですので、このことから、歌垣浄水場の現状と今後についてをお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 自己水の浄水処理を行う歌垣浄水場は、能勢町内の給水量の約二%を担ってきましたが、現在は休止し、水道用水供給事業からのいわゆる企業団水に切り替えております。企業団と統合する水道事業の自己水源は原則存続する。ただし、将来、財政的な負担増、水源水量の低下、水質悪化等のおそれがある水道については、企業団水への切替えを検討するとしており、歌垣浄水場については、夏季の水質悪化や濁水、豪雨による濁りの発生など、水の安定供給に課題が多いことから、能勢町と協議の上、平成三十年一月に取りまとめた統合案において廃止を決定し、廃止時期については、設備の老朽化等の状況を踏まえて判断することとしてまいりました。

その後、統合前の時点で設備の処理機能が低下し、更新が必要な状況となったため、能勢町において更新費用を試算し、企業団水に切り替えるほうが費用を年

三百万円削減できることなどを整理し、令和六年二月から休止に至っております。令和六年四月の企業団との統合時には休止の状態を引き継いでおり、将来的には廃止する予定でございます。

○西川議長 平田要議員。

(平田要議員登壇)

○平田議員 答弁いただきまして、歌垣浄水場はもう既に令和六年二月に休止をしているとのことでしたが、また、今後は廃止する予定とのことですが、最近の震災等大変な災害が予期されるところで、大阪北部の豊能地域まではこの府営水道の管路が非常に長い状態になっております。もし震災等で破断等に管がなつた場合に企業団水が届かなくなり、住民が非常に不安を感じる場所があります。住民に水を供給する拠点がなくなってしまうということで、住民の方に対して安心な給水体制が必要と考えますが、災害時における給水体制についてお伺いをお願いします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 令和六年度から能勢町域と豊能町域の水道事業を統合し、豊能地域水道センターにマンパワーを集約することで事業運営体制を強化しております。これにより、震災等により管路が破断し、企業団水が届かなくなった場合には、豊能地域水道センターの職員を中心に、能勢町域にある野間中配水池や豊能町域の光風台配水池から給水車で水を輸送し、迅速に応急給水を実施することが可能です。なお、豊能地域水道センターの職員だけではマンパワーが不足する場合には、企業団の他の所属からの応援を受けることが可能であり、組織全体でバックアップすることとしております。

○西川議長 平田要議員。

(平田要議員登壇)

○平田議員 答弁のほう承知しました。震災時等に管路が破損した場合にも、住民への給水は十分対応が可能であると聞いて安心をいたしました。しかしですけれども、今お伺いした震災時等の給水体制等の答弁の内容は、住民の皆様には十分知っていただくことによつて、より安心してもらえるんじゃないかというふうな考えるところです。これらの企業団の応急給水対応や、企業団による組織全体のバックアップ等について、広く広報等を通じて住民に周知をしていただき、安心をいただくように要望をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、二問目の水道加入金について質問をさせていただきます。

能勢町の水道加入金については、平成初期の急激な住宅開発に伴う水道拡張整備時に設定された水道加入金は、現在も二十ミリ以下の水道メーターを設置する場合は約百二十五万円、消費税込みのまま推移しているところですので、令和六年四月に企業団と統合した能勢町水道事業と、それより先に企業団に統合してまいりました豊能水道事業の会計統合に当たり、水道加入金の検討、見直しの考え方については、豊能地域水道センターが担当する能勢町と豊能町の両町の地域ごとに異なる加入金などが設定されていた経過と、今後の経営に与える影響も考慮しながら、会計統合と併せて検討していくとの令和四年三月の能勢町議会における答弁をいただいているところですので、このことから、令和六年四月の既に会計統合したその後の検討状況と、加入金の今後の方向性についてをお伺いいたします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 加入金は、水道管を新たに御家庭や会社、工場等に引き込む際などに水道メーター口径に応じ、使用者が負担する費用で、市町村

域水道事業の全十八事業において、統合前の内容を引き継ぎ個別に設定しており、水道事業ごとに金額等が異なっております。

中でも、議員御指摘の能勢町域の加入金は高額で、会計統合を行った豊能地域については、地域ごとに金額が算定されている状況です。令和三年度から令和四年度にかけて設置した豊能・能勢水道事業（仮称）料金検討部会での検討においては、加入金は、水道の拡張時代に採用された考え方に基づく制度であるが、現状の維持管理時代に適応しているかの判断が難しいことや、各事業体で運用や会計上の処理が異なるなど様々な課題があることから、企業団において改めて加入金に関する整理を行うまでの間は、現行の加入金制度を継続することとされており、市町村域水道事業における検討課題と認識しております。

すみません。現在、豊能町と能勢町の水道事業である豊能地域水道事業の加入金の実績は、令和五年度税込み、約一千八百二十万円、令和六年度税込み、約六百五十万円で収益的収入の一つとなっております。

企業団としては、各水道事業において料金収入が減少し、財政収支が悪化傾向にある中、加入金の廃止など取扱いを変更した場合の経営への影響なども考慮して慎重に検討を行います。

○西川議長 平田要議員。

（平田要議員登壇）

○平田議員 先ほど答弁いただきました中で、令和五年度の加入金の実績から比ばまして、令和六年度の加入金額が少なくなっておりますが、件数と要因が分かりましたらお伺いいたします。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 豊能地域水道事業における加入金の件数の実績ですが、令和五年度は二十七

件で、内訳は口径十三ミリメートルが五件、二十ミリメートルが十九件、二十五ミリメートルが一件、三十ミリメートルが一件、四十ミリメートルが一件です。令和六年度は九件で、全て口径二十ミリメートルです。

加入金が年度ごとに異なる要因は、その年度に水道管を新たに御家庭や会社、工場等に引き込む件数や口径が異なるためでございます。

○西川議長 平田要議員。

（平田要議員登壇）

○平田議員 先ほど答弁いただいた中で、件数のところで減少した要因はというふうにお伺いしたところですが、令和六年度、件数で七件でしたかな、七件ですね。いや、七件やと思う。もう一度、確認しておきます。すみません。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 令和六年度は九件で、全て二十ミリメートルでございます。

○西川議長 平田要議員。

（平田要議員登壇）

○平田議員 九件で、失礼しました。これ二十ミリ以下ということ、もうほとんど家庭用の引込みの加入金と思うんですけれども、これだけでも一件当たり単純に計算しましたら、七十万近くが豊能水道事業での加入金になっているところです。状況としては、統合した後でも、全体の中でもまだ非常に高いところ、平均しても七十万という高額な加入金になっております。

であれば、次ですけれども、令和六年度の統合に向けてですが、料金改定に当たり、料金検討部会が設立され進めてきました。算定は、令和六年度から令和十年度までの期間において、必要となる料金水準の算出で行われてきております。

それでは、令和十年が過ぎ、令和十一年以降の必要となる料金水準の算出のために、前回と同様に料金検討部会を設置して進める予定であるのかを確認して伺っております。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 前回の料金改定における算定期間は令和十年度までとなっております、次の料金改定の検討開始については、毎年度の決算状況や使用水量の推移などを精査し、判断することになります。

なお、料金改定の検討に当たっては、前回同様に料金検討部会を設置する予定でございます。

○西川議長 平田要議員。

（平田要議員登壇）

○平田議員 このままずっと質問しても答弁のほうがあんまり変わらないと思いますので、一応今までの答弁を踏まえて要望をさせていただきます。

今回の水道加入金の質問に当たりましては、大阪府下の水道事業の加入金の情報として、事前に資料を請求させていただきました。資料を頂きまして、その資料については、公益社団法人日本水道協会の取りまとめたものを頂きまして、それを確認しましたら、大阪府下の三十一事業所の令和五年四月現在の加入金が確認できました。

先ほど二十ミリと出ていますが、能勢町におきましては大半が口径十三ミリ以下になっておりますので、十三ミリ管で大阪府下三十一事業所の加入金を比較しましたら、もうほとんど大半が二十万円台以下の加入金で、ほとんど十万円の加入金が大半であったかなというふうにご確認をしております。約百二十五万円という加入金は能勢町の加入金ぐらいで、あわせて豊能地域水道センターの豊能町さんについては、統合前の料金改定に係る説明資料から地域別の加入金があ

るということを伺っていました。地域別の加入金の中でも最も高い区域で、やはり百万円近くの加入金を負担されておる状況です。

水道加入金とは別に、水道事業の開発負担金等の徴収状況調査が、同じく公益社団法人日本水道協会からこれも公表されておりました。水道事業の開発負担金等の徴収目的は、拡張事業の一部負担として開発業者から開発負担金を徴収して、新旧利用者間の負担の公平を図り、特に一般家庭料金の高額化を避けることを目的とされています。

今回の開発負担金ではなく今の加入金、拡張整備事業が過ぎた後も、一般家庭用が高額な加入金で推移しているところですので、答弁にりましたが、各事業体で運用や会計上の処理が異なるなど様々課題があるとのことですが、能勢町におきまして人口減少、高齢化が進む中で、若い世代が能勢町に転入していただくためにも、速やかな時期に高額な水道加入金の整理を行っていただくように強く要望して、質問を終わりますので、速やかに加入金の整理をしていただきたく思います。よろしく願います。

以上で、質問を終わります。

○西川議長 平田要議員の質問が終わりました。

次に、一問一答方式により、露原行隆議員を指名いたします。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)

○露原議員 八尾市選出の露原行隆です。よろしくお願いたします。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回は、人材確保と技術承継及び持続可能な水道事業のための取組についてお尋ねいたします。

水道事業の広域化を進める中で、人材や技術が現場で本当に維持され、また、将来にわたって安心して事業を営むことができるのか、統合元団体にとっては最大の関心事の一つです。統合元団体としての立場から、人材確保と技術承継、さらに次の世代へ水道事業の価値のつなぎ方などについて、順次質問をいたします。

まずは、職員の採用状況について伺います。企業団において実施している職員の採用状況、とりわけ技術職の確保状況はいかがでしょうか。今年度の状況及び経年的傾向についてお尋ねいたします。よろしく願います。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 職員の採用状況については、企業団では今年度大学卒程度、高校卒程度及び職務経験者採用試験をそれぞれ複数回、実施をいたします。その中で、技術職全体で申込者百三十七名中、最終合格者四十九名を確保したところであり、採用倍率は二・八倍となっております。

次に、経年的な傾向についてですが、五か年平均でおおむね四・五倍から五・三倍で推移しております。今年度は年度末退職予定者が多く、より多くの人材を確保する必要があったことから、採用倍率は下がったものの、各年度において必要となる職員数は確保できていると考えております。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)

○露原議員 ありがとうございます。国全体で労働力人口がすごく低下している中で、また、とりわけ技術職の確保が非常に各自自治体でも困難になっております。

そんな中で、少なくとも現時点において必要数は確保しているということを確認させていただきました。

次に、企業団と統合した水道センターの採用状況はいかがでしょうか。また、採用に関して、統合団体側から見たときに、広域化によるメリットはどのようなものがあるとお考えなのか、その点についてもお聞かせください。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 企業団において実施いたします職員採用試験につきましては、水道用水供給や市町村水道といった事業別では行っておりません。年度当初に企業団全体として必要数を把握の上、計画的に実施しております。水道センターも含め、企業団全体で職員採用試験を実施することで募集規模が大きくなるなど、スケールメリットを生かし、より多くの人材が確保できるものと考えております。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)

○露原議員 繰り返しになりますが、統合元団体といましては、統合した水道センターが将来にわたって安心して事業を継続することができるとかどうかというのは大きな問題であると考えております。その点で、企業団では企業団全体として職員採用試験を実施されているという答弁をお聞きして安心したところなんです。ただ、大阪広域水道企業団という名称を聞きましても、例えば大阪市さんや、あるいは我々八尾市などとの地方公共団体と比べますと、まだまだなじみがないといえますか、知名度が圧倒的に低いようにも感じております。そのような中で、有為な職員を確保するためには、大阪市水道局やその他の市町村と比べて、その違いや、さらには強みを押し出していく必要があるとも考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 八尾市をはじめ府内市町村においても、企業団と同様、技術職の職員採用試験を実施されておりますが、いずれも水道を専門とした採用形態とはなっておりません。その点、企業団では、水道用水供給や市町村水道など全ての所属におきまして水道に携わる業務に従事するため、水道のプロとして就職できる、こういった点で強みがあると考えております。そのため、採用広報などを行う際には、こういった点をアピールしながら活動を進めているところでございます。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)  
○露原議員 ありがとうございます。水道のプロとして就職できるということ、これ非常に重要なキーワードであると感じております。ぜひその強みを前面に打ち出しながら、引き続き人材の確保に尽力いただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、採用した職員の人材育成についてお尋ねいたします。

私は、人材の確保と人材育成はセットで進めていくべきだと考えておりますが、企業団の認識はいかがでしょうか。また、企業団において入職した職員の育成と技術継承の仕組みはどのようなになっているのか、お答えください。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 議員御指摘のとおり、採用した職員の人材育成につきましては、企業団としても非常に重要であると認識しております。そのため企業団では、令和七年二月、企業団職員の目指す職員像を、大阪の水道を支えるプロ意識を持ち、利用者から信頼されるよう自ら行動する職員と掲げ、この実現のため

に職員に求められる能力を明確にした上で、組織で人材育成に取り組む方針として、人材育成方針を作成いたしました。その中で、企業団職員として身につけておくべき水道の能力及び行動目標として職種や職階別に標準スキルマップを示し、各職員が不足するスキルについて研修の受講や資格取得を行っていくことなどにより、能力の向上を目指します。

加えて、経験豊富な職員が、新規採用職員や市町村からの身分移管職員など、企業団での経験が浅い職員を対象に、企業団での業務の進め方に関するアドバイスなどを行うエルダー制度を今年度から運用したところでございます。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)  
○露原議員 ありがとうございます。先ほど、今年度からエルダー制度の運用を開始したという御答弁だったんですけれども、私、こんな質問しながらエルダー制度ってちょっとあまりなじみがないもので、改めてエルダー制度の趣旨や目的、役割などについても教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 エルダー制度につきましては、企業団での勤務経験が豊富な職員が、自らの担当業務に加えて、日々の業務に対する疑問への対処法など業務遂行上のポイントを、企業団における勤務経験が浅い職員に教えることで、職場でのOJTを補完して、技術継承に向けた取組を促進することを目的とし、今年度創設したものでございます。

エルダーの対象となる職員につきましては、今年度末年齢六十一歳以上の会計年度任用職員を除く全職員といたしまして、企業団での業務の進め方に関するアドバイスや企業団での勤務経験が浅い職員と、その上

司とのパイプ役などといった役割を担っていただきます。企業団としましては、これらの制度も活用しながら、今後とも組織一丸となって技術継承、人材育成に取り組んでまいります。

○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)  
○露原議員 ありがとうございます。一定の採用や人材育成が戦略的に行われていることを確認させていただきました。ただ、繰り返しになりますが、労働力人口が減少していくのがもう見込まれている中で、また本当に技術職の取り合いというのはいまもずっと続いております。そんな中でベースとなる企業団の知名度向上、先ほども申しましたけれども、やっぱり必要になってくるんじゃないかなと改めて思います。

また、次の世代に対して、企業団やその水道の事業についてもしっかりとPRしていくようなことも重要と考えるんですが、その点について改めてお聞かせください。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 水道は、日々の生活や社会経済活動に欠かせないインフラであり、その価値や意義を次世代に伝えていくことは、将来にわたり持続可能な水道事業を維持していく上で重要と考えています。

企業団では、技術人材を安定的に確保するため、工業系の大学をはじめ工業高等専門学校、高等学校へのリクルート活動や企業団施設の現地見学会を開催するなど、積極的な採用活動に取り組んでいます。次世代に向けた取組としては、小学四年生を対象に企業団職員が小学校に赴き出前授業を行う「出かける浄水場」や、浄水場見学の映像資料等を教材として提供する「教室de浄水場見学」など授業を実施し、水道

水ができるまでの仕組みや水の大切さについて、学校や地域での学びを支援しています。

また、毎年六月の水道週間には、イベントや広報を通じて水の備蓄の大切さ、水道の役割、安全性や水道料金の使われ方だけでなく、企業団を広く知ってもらい取組にも注力しています。

#### ○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)

○露原議員 ありがとうございます。この、人というところについては水道によらず、とりわけ技術職、やっぱり理系離れのことであるとか、非常にこれ、私、議員になってからずっと八尾市のほうでも課題提起しているところなんですけれども、そんな中で今回初めて水道企業団さんに参加させていただいているんですけれども、例えば京都の亀岡のほうでは、テーマは環境になるんですけども、ペットボトルの削減ということで、公共施設や民間の飲食店さんなんかで協力を得ながら、マイボトル専用の給水スポットの設置に取り組んでいるみたいなんです。企業団においても、この質問をさせていただくに当たって確認したところ、給水スポットというのを設置されているということなんですけれども、これはどのような取組なのかということと、それを教えていただきたい。

また、給水スポットは、現在、家庭ではもう当たり前になってしまっている水道水、その新たなPRといえますか、水道事業の見える化といいますか、そういった効果もあるんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、その点についてお答えください。

#### ○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 企業団では関西電力株式会社と包括連携協定を締結し、カーボンニュートラルの推進に取り組んでいます。その一環として、マイ

ボトル普及によるプラスチックごみの削減に寄与するため給水スポットを設置し、企業団がつくる水道水に関するPRにも活用しています。今後も教育、イベント、広報の機会を通じて、水道事業の魅力と価値を分かりやすく発信し、利用者の理解と信頼の向上に努めてまいります。

#### ○西川議長 露原行隆議員。

(露原行隆議員登壇)

○露原議員 ありがとうございます。

もう今日はここ、まとめになるんですけども、実は今回、この質問をさせていただくに当たって、すごく動機づけになったのが、昨年、お世話になった村野浄水場の視察、あれ、初めて私、行かせていただいたんですよ。水道水ね、飲ませてくれはったんですよ、つくりたてのやつ。八尾市は受水一〇〇%です、全く同じ水ですということで頂いたんですけども、よく冷えた水だったんですが、おいしかったんですよ。すごく何ていうんですかね、新発見というか、ふだんからできるだけ家の水は飲むようにはしていませんけれども、やっぱりそういう体験を通じて、あつ、水道水ってちゃんとされている、おいしいんだ。工場見学した効果というのがすごくあつたと思うんですけども、それ八尾市からちょっとだけそういう機会が得られている、子供たちに機会が得られているのか分らない、ちょっとそこも事前に確認しておいたらよかったですけれどもね。私自身はその経験がなかった中で、すごくいい体験をさせていただきました。

なので、先ほども言いましたが、今ではもう水道水というのは非常に当たり前になっている。蛇口をひねったら飲めるはずなのに、ある意味身近でないというか、その価値というものについては、私たち自身もど

れだけ把握しているのか、はたまた子供たちにとつてはどうなのか。私たちは、まだ水がだんだんおいしくなってきた時代を過ごしている世代かもしれませんが、今の子供たちはもう水道水、ひねったら、それでも浄水器をつけたりしますけどね。というところで、ただ本当に安全な水というものが供給されている。どれだけ現場の皆さんが頑張っているかということ、私はずっともつと見える化していただきたいんです。

そんな中で亀岡市の事例というのは非常に、私すごく面白い取組で、またちょっと視察等々にも行きたいなと思っているんですが、実はこれを教えてくれたのは高校生の子さんなんです。高校生の環境意識を高く持っている子が、亀岡のこんな取組、また八尾でもできないかということを教えてくれました。すごくいいアイデアだ。また、高校生からそういう声を聞いたことがすごく感激で、先ほども水道のプロという御答弁いただきました。ぜひ水道のプロってかっこいいよって思っていただけのような、子供たちの種をまいていって、育てていくような環境づくりを一つひとつとしていただいたのが、給水スポットというものであつたので、それを今回提案させていただいたんですけれども、もう一回言いますね。水道のプロってかっこいいよって、これ水道だけじゃなくて、全ての公の技術職に携わる方に対してのことなんですけれども、私はそんな種をまいていく機会を一緒に統合元団体、私は八尾市ですけども、また企業団のスケールメリットを生かしてどんどんこの大阪から種をまいていくことができたら、まだまだ日本、いろんな環境のこととか一緒に全国で乗り越えていく一つの基盤をこの大阪からつくっていくんじゃないかなかと、そんな思いで今回質問させていただきました。

亀岡市さんが、民間の事業者さんとかと連携されて

いるという部分については踏み込んでちよつと質問したかったんですけども、今回初めてで時間の配分が分からなくて、それ、また次回、もしここに立つことができたら改めて提案していきたいなというふうに思っていますので、今日は私にとつてのスタートとしたいと思います。私の質問は以上です。ありがとうございます。

○西川議長 露原行隆議員の質問が終わりました。

次に、一問一答方式により、大西耕治議員を指名いたします。

○西川議長 大西耕治議員。

(大西耕治議員登壇)

○大西議員 お疲れさまです。堺選出の大西耕治です。

私からは、一点、昨年、堺市で起きました漏水事故について御質問のほうらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

昨年十一月二十二日に堺市で工業用水道管の配水管で漏水が発生し、幹線道路である府道三十四号線、泉北一号線が通行止めとなりました。当該道路を利用されている方も含め、地域住民の皆さん等たくさんの方に御迷惑をおかけし、重大な影響を及ぼしてしまいました。こういった大規模な漏水事故は、年に一回あるかないかの事故と伺いましたが、地域の方からは二度と同種事故を発生させない取組と、発生時には迅速な対応と復旧を望まれております。

そこでお伺いをいたします。

今回発生した事案について復旧方法、復旧時間、また漏水原因など概要についてお示しをください。

また、企業団では、工業用水道管の漏水発生への低減に向け、日常的にどのような保守管理を行っているのか。例えば流量監視システムなど、大規模な漏水を事前に探知できる仕組みとなっているのか。さらには将

来に向けた対策を取っているのか、お示しをいただきたいと思います。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 昨年十一月二十一日午後一時頃に、堺市西区浜寺石津町中一丁地内の工業用水道管で漏水が発生し、片側四車線ある府道三十四号線が冠水し、東行き車線の全面通行止め、西行き車線の交互通行という事案が生じました。その後、

漏水を止めるため、上下流のバルブの閉作業を行い、通行規制解除に向けた道路上の排水や清掃作業に着手し、翌二十二日午後二時に全ての緊急措置が完了し、通行規制を解除いたしました。それ以降、監視員を配置しまして目視点検やレベル測量による路面沈下測定を継続しながら、管本体の損傷箇所及び管周りの空洞等の調査やその対策を行い、一月十四日に完了したところでです。

その後、道路管理者である堺市建設局土木西部地域整備事務所と協議しまして、路面監視をおおむね一か月継続し、異常がなければ一連の漏水対応が完了する予定となっております。

漏水の原因につきましては、修理の際に管内部から漏水箇所を確認した結果、管布設後の時間経過によって生じた腐食が原因と考えられます。

次に、工業用水道管の漏水事故の低減に向けた取組については、日常的な維持管理として、ほとんどの管路が地中に埋設されており、直接目視できないため、管路の巡視点検を行い、異常箇所の早期発見と管路事故の予防に努めております。目視点検が可能な水管橋、バルブ等の附属設備につきましては、定期的な点検を行い、異常が確認されれば必要に応じて修繕を実施しています。

また、企業団では、府域の送配水運用を送水管理センターで集中監視しており、大規模な漏水が発生した際に生じる急激な流量や圧力の変動を検知できることから、水道事業所と連携して早期対応に努めています。次に、将来に向けた対策として、日常的な点検と並行しまして管路の更新・耐震化を進めております。具体的には、既設管路を更新する際の代替能力を確保するため、必要なバイパス配水管をはじめ基幹管路の整備を進めつつ、基幹管路については老朽化の著しい管路など、優先順位をつけて更新・耐震化を進めております。

○西川議長 大西耕治議員。

(大西耕治議員登壇)

○大西議員 初めに漏水事故の概要について御説明を

いただき、大規模な漏水事故であったことがよく分かりました。迅速な対応をされたと思いますが、規模が大きかったため、漏水事故発生から緊急措置により道路規制を解除できるまで、約二十五時間かかっております。その間、漏水に伴う道路の陥没もあつたらしく、安全を確保しながら二次災害に至ることのないよう応急復旧に御尽力をされたことも伺いました。

また、初動の現場確認も、通報から三十分で現場到着し、復旧業者へ出動を要請していたと伺い、話しぶりから非常に迅速に対応されていると感じましたが、今回のような陥没もあり、緊急を要する大規模な漏水事故に関しては、さらに迅速な対応をする必要性を感じております。

また、距離や道路状況によっては、さらに時間を要する場合もあるかと思われれます。例えば、今回の現場では先に堺市の消防や水道局が駆けつけておりまして、道路規制が必要な甚大な漏水事故の場合、消防等が運用されている通報者からの映像でいち早く現場

状況を把握できれば、すぐに復旧業者の手配ができるような、そういった仕組みも御検討いただきたいと思っております。ある程度、そのように現場に駆けつけた水道局の方と対応されていると伺いましたが、しっかり仕組みをつくるべきではないでしょうか、御検討をよろしくお願いいたします。

また、さきの十一月定例会において、高槻市選出の三井議員の質問に対する御答弁では、先ほど御答弁いただいた対策を行っても、年間十件程度の漏水が発生しているとのことでした。今回の事故についても、事前に発見することは技術的に大変難しいと伺っております。そこで、堺市では、今年度から漏水対策として、先ほど企業長からお話がありました、人工衛星を用いた調査などを行っております。企業団での新しい技術を用いた漏水対策について、改めてお示しをいただきたいと思えます。

また、管路を含む水道施設の保守管理の手法は、各水道事業体で行っていると伺いました。今後の保守管理については、日頃から意見交換や連携して標準化を進め、新技術については水平展開し、より高度化、効率化していくことが重要であると考えます。企業団ではどのような取組をしているのか、お示しをいただけますでしょうか。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 私からは、工

業用水道における漏水対策についてお答えいたします。人工衛星を用いた漏水調査については、今後さらに普及していく技術と承知していますが、工業用水道管は他の埋設管よりも深く埋設されていることが多く、現状では十分な精度での調査が難しいため、技術の進歩を踏まえて活用を検討していきます。

○西川議長 徳谷水道事業推進課長。

○徳谷水道事業部水道事業推進課長 私からは、市町村域水道事業における漏水対策並びに水道施設の維持管理に関する水平展開についてお答えいたします。

市町村域水道事業の水道管につきましては、一般的に浅い位置に埋設されており、人工衛星画像を用いた漏水調査を適用することができます。そのため、市町村域水道事業では、令和八年度に七つの水道センターにおいて、人工衛星画像を用いた漏水調査を実施いたします。漏水調査業務の発注に当たりましては、水道センター間で共同一括発注することにより事務負担の軽減やコスト縮減などを図ります。

また、同じ調査を実施する未統合団体とも、共同で業者選定を実施することにより、さらなるスケールメリットが発現できるよう検討してまいります。

次に、水平展開につきましては、令和六年度から河内地域の五つの水道センターにおいて、水道施設維持管理業務を近隣事業体と共同で業者を選定することにより、事務負担の軽減や業務の効率化、水準の向上及び事故時の応援体制強化などを図ってまいります。今後は、水道センター間の業務内容や仕様を統一することなどにより、さらなるスケールメリットを生かしたコストの抑制等に取り組んでまいります。以上でございます。

○西川議長 大西耕治議員。

(大西耕治議員登壇)

○大西議員 ありがとうございます。人工衛星画像を用いた漏水調査については、これから画像で発見された箇所を調査し、効果検証が堺市でも行われる段階ですが、効果が認められた場合は、費用対効果を見据えた上になりますが、ぜひ拡充を図っていただきたいと思えます。

工業用水道管については、具体的に先ほどの答弁の

内容を伺いますと、深さ約五メートルの埋設深さとなっておるために、約三メートルまでの深さを調査できないとのことでした。しかし、高度経済成長期に整備された工業用水道管の老朽化は進行し、府域における漏水が年間十件程度発生している状況を考えると、新技術の動向を踏まえつつ、新たな取組を積極的に活用し、漏水低減に努めていただきたいと思えます。

また、水道事業においては、保守管理手法の標準化を進めることで費用の低減や技術継承の円滑化、さらには他事業体への応援体制の強化といったメリットにもつながるため、今後も推進していただくことを改めて要望しておきたいと思えます。

それでは最後に、漏水事故時の情報提供について御質問したいと思えます。

漏水事故が発生した場合には、迅速に関係者や地域住民に周知することも重要と考えますが、企業団では事故発生時の周知はどのようなようになっているのか、お示しください。

○西川議長 藤野危機管理監兼危機管理課長。

○藤野危機管理監兼総務部危機管理課長 企業団では、

漏水等の事故が発生した場合には、影響のある構成団体の水道局など、企業団との窓口部局に被害状況や受水への影響、復旧見込みなどの情報を提供し、関係する構成団体の企業団議員にも同様の情報提供を行ってまいります。あわせて、地域住民の方々には、ホームページやXなどを通じて必要な情報を発信してまいります。

さらに、道路陥没ですとか大規模な車線規制など、社会的影響の大きな事象につきましては、報道機関に情報提供することとしておりまして、その場合には全

ての企業団議員の皆様並びに全ての構成団体の議会事務局に情報提供してございます。また、より詳しい情報についてのお問合せをいただいた場合につきましては、企業団において個々に説明を行ってございます。

○西川議長 大西耕治議員。

(大西耕治議員登壇)

○大西議員 ありがとうございます。大規模な漏水事故等では全ての企業団議員には情報提供しているのとこととでございますが、当該市町村の議員には情報提供はされていないこととなっております。それでは、企業団では市町村との統合を進めておりますが、統合団体に漏水事故が発生した場合にはどのように情報発信をしているのか。また、その際には当該市町村の議員にも情報発信をしているのか、お示しください。

○西川議長 藤野危機管理監兼危機管理課長。

○藤野危機管理監兼総務部危機管理課長 統合された団体の漏水等の事故が発生した場合は、水道事業を引き継いでいる企業団から情報を発信してございます。被害状況や断水や濁水の範囲、復旧見込みなどの情報は、市町村の下水道部局や危機管理部局などの企業団窓口部局及び統合団体の企業団議員に情報提供してございます。あと、当該団体の企業団議員の皆様には情報提供してございます。

企業団議員以外の方々には、当該団体から要請がございましたら企業団窓口部局や議会議務局などに情報提供し、関係議員にお伝えいただいております。今後とも、事故時には必要な情報を分かりやすく、迅速に提供していくことに努めてまいります。

○西川議長 大西耕治議員。

(大西耕治議員登壇)

○大西議員 ありがとうございます。企業団議員以外へは、要請があれば窓口部局を通じて情報提供するとの

ことでございます。

今回、事例として質問させていただきました堺市での漏水事故では、直接議員に問合せがあり、情報をお伝えするのに大変時間を要したと聞いております。技術的にはメールの一括送信などで情報提供できることを考えますと、御答弁いただいたように、地域住民の皆さんに迅速に情報が伝わるよう、当該市町村議員の皆さんへも情報提供を各議会の御意見も踏まえながら検討していただくことをぜひお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○西川議長 大西耕治議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

これもちまして、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○西川議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

議員の皆様は、そのまま御着席をお願いいたします。

(午後三時三十三分休憩)

(午後三時四十五分再開)

○西川議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○西川議長 日程第五の議案八件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○西川議長 これより、日程第五の議案八件につきまして、採決に入ります。

○西川議長 議案第一号から第八号まで、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件七件を一括して採決いたします。

○西川議長 お諮りいたします。

以上の議案八件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案八件は、原案のとおり可決されました。

○西川議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和八年二月定例会を閉会いたします。

午後三時四十六分 閉会

議長  
西川  
宏

副議長  
坂原  
正勝

議員  
中井  
勝也

議員  
二神  
勝